

令和 2 年 5 月 1 日

文京区立学校園保護者 様

文京区教育委員会

臨時休校園の延長について

日頃より本区の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

国の緊急事態宣言が延長される方向であることを受け、本区においても、幼稚園・小学校・中学校の臨時休校期間を延長することといたします。

今後も予断を許さない状況が続くことが予想されますが、文京区教育委員会では子どもたちの安全を第一に考え、適切な時期に教育活動を再開してまいります。各ご家庭におかれましても引き続き感染予防にご配慮くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、臨時休校園期間中の対応は、次のとおりといたします。

- 1 休校園期間 令和 2 年 5 月 3 1 日（日）まで
- 2 学習について
 - ① 現在も各学校から課題等をお渡ししているところですが、臨時休校延長に伴う学習方法等については、各学校から改めてお知らせいたします。ICT機器を活用した学習支援も行う予定です。
 - ② 課題の提出等については、必要に応じて郵送等でもお受けいたしますので、ご活用ください。
 - ③ 現在、ICT機器の貸出を受けているご家庭については、貸出期間を延長いたします。また、前回貸出の際は、一家庭一台の貸与とさせていただきましたが、臨時休校の延長に伴い、必要な場合はお子様の人数分を貸与いたします。申込方法は別途通知しますので、ご希望の方は、改めてお申し込みください。
- 3 学校連絡日について
実施いたしません。各学校より必要に応じてフェアキャスト及びICT機器による連絡を行う予定です。
- 4 教育活動の再開について
感染予防に十分配慮しながら、段階的に再開してまいります。また、入学（園）式及び始業式についても、教育活動の再開状況に合わせて決定してまいります。早めにお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

5 幼稚園の預かり保育について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き休止といたします。

※どうしても保育が必要なご家庭については、お子さまをお預かりいたしますので、直接園にご相談ください。

6 特別登校について

保護者の就労等により自宅等で過ごすことが困難な児童・生徒がいる場合の対応として、引き続き「特別登校」を実施します。

○期間 5月29日（金）まで

○申請期限 5月8日（金）（午後5時までにお届けください。）

○申請書 申請書はホームページよりダウンロードするか、学校へお問い合わせください。

7 その他

今後も状況の変化等がありましたら、区のホームページでお知らせいたします。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/corona.html>

【お問合せ】	教育活動に関すること	教育指導課	5803-1300
	I C T機器に関すること	学務課施設係	5803-1296
	預かり保育に関すること	学務課学事係	5803-1295